相 続 税 法 直前対策Webセミナー

1 応用理論問題の読み方

応用理論は、問題文のテーマについて関連する複数の規定を解答として記述する必要がある。そのため、応用理 論に対する基本的な考え方を身に付ける。

なお、関連する解答項目を全て挙げると解答量が膨大となることが考えれるため、問題文に解答範囲を限定する 様々なキーワードが入っている場合がある。基本的に、次に掲げるキーワードは常に意識をしておくと良い。

(1) 法律の種類及び税目からの限定

相続税法は一税法二税目であること、また、相続税法の他に、租税特別措置法との関連性も強いことから、解 答範囲の限定の方法として、税目による限定又は法律による限定が行われることがよくあるため、下記の《具体 例》により、その範囲を確認してもらいたい。

例えば、「相続税法上」といった場合には、基本的に租税特別措置法について触れる必要はないことになるが、 相続税法に定められていることについては、相続税に関する規定であるか、贈与税に関する規定であるかを問わ ずに対象とするという意味である。さらに、取得原因に着目することも考えられ、相続・遺贈・贈与といった語 句にも注意しなければならない。また、贈与については暦年課税と精算課税があるため、両方とも考慮するのか、 片方だけで良いのかも考えることとなる。

なお、申告手続関係の理論については、国税通則法も念頭において解答範囲を考えること。

《具体例》

| | 相続税 | 贈与税 |
|---|-----|-----|
| 相 | A | В |
| 法 | | |
| 措 | С | D |
| 法 | | D |

イ 相続税又は贈与税の制度上、~ ⇒ A+B+C+D

口 相続税法上、~ \Rightarrow A + B

ハ 相続税の制度上、~ニ 贈与税の制度上、~ニ 財 B + D

 \Rightarrow A+B+C+D ホ 税法上、~

へ 相続税法上、相続税の~ \Rightarrow A

(2) 計算に関する規定(実体規定)と手続に関する規定(手続規定)による限定

解答範囲の限定方法は、その規定が「課税価格計算上の取扱い」なのか、「税額計算上の取扱い」なのか、そ のような限定がないのかという形式もある。

《具体例》

| 宝休坦宁 | 課税価格計算 | X |
|------|--------|---|
| 実体規定 | 税額計算 | Y |
| 手続規定 | 手続 | Z |

イ ~の制度上、~ ⇒ X+Y+Z

ロ 課税価格の計算上、~ ⇒ X

ハ 税額の計算上、~ \Rightarrow X + Y

二 手続上、~ \Rightarrow Z

また、「~の課税上の取扱い」などと問われた場合には、「手続規定」を含めるか否かという問題が生ずるが、 基本的には広義に解釈して手続規定も記述することが望ましい。ただし、時間との兼ね合いを考慮する必要があ る。

2 応用理論問題の書き方

(1) 解答範囲とボリューム

応用理論の解答は、関連する規定を洩れなく挙げることが大切である。思い浮かんだ規定から順に、規定の細部まで書き過ぎてしまうと、時間や答案用紙の面から関連規定を網羅できなくなったり、主となる解答項目が洩れてしまう可能性がある。したがって、応用理論の主題となるテーマに沿った解答項目を把握することや、問題文で問われている解答項目を法体系等を基本に導き出すことが重要となってくる。そのため、規定を条文体系等によりしっかり整理しておきたい。応用理論では、問題のテーマに対しメインとなる規定を中心に、関連規定を網羅することが重要である。答案用紙を埋めた量がそのまま得点に結びつくとは限らないということを念頭においてほしい。

(2) 解答の見直し

理論は、解答を終えたら、自分の書いた理論が意味の通る内容であるか、税法用語や適用対象者、結論などに 誤りがないかどうか、速読の要領で必ず見直すこと。理論では、結論などを書き間違えた場合には、大失点につ ながる可能性がある。特に、本試験では、覚えた多くの理論の中からいくつかを解答するため、複数の理論が 1 つの文章の中に混在してしまうことがある。自己の解答を過信せず、1、2分でも目をとおすようにしてほしい。

3 応用理論問題のテーマ

| ① みなし財産関係 | | ⑤ 公益の関連規定 | | |
|--------------|------------------|-----------|------------------|--|
| イ | 生命保険契約関係 | 6 B | 果税価格算入額の関連規定 | |
| П | 定期金給付契約(生命保険契約を除 | イ | 課税価格に算入すべき価額の関連規 | |
| く)関係 | | 复 | 定 | |
| ハ | 退職手当金関係 | 口 | 不動産関係 | |
| = | 信託関係 | 7 4 | 申告等の関連規定 | |
| ② 🕏 | 対象者別の関連規定 | イ | 期限内申告関係 | |
| イ | 配偶者関係 | 口 | 相続税の申告書の関連規定 | |
| 口 | 扶養義務者関係 | ハ | 期限後申告・修正申告・更正の請求 | |
| ハ | 親族関係 | 0 | 7.特則 | |
| = | 障害者関係 | = | 未分割である場合の申告等の手続 | |
| ホ | 相続人(包括受遺者)関係 | ホ | 相続財産法人からの財産分与の関連 | |
| ^ | 法定相続人関係 | 夫 | 見定 | |
| 7 | 納税義務者関係 | ^ | 納税申告書の提出を要件として適用 | |
| ③ 災害関係 | | 3 | される規定 | |
| ④ 相続税と贈与税の関係 | | 8 \$ | 内付の関連規定 | |
| イ | 相続時精算課税 | イ | 相続税の納付の方法 | |
| П | 相続税と暦年課税贈与税との関係 | П | 延納制度の相違点 | |
| ハ | 二重課税を調整するための規定 | _ | | |